

平成 2 年度 地震防災訓練実施計画

1. 目的

東海地域に大規模地震が発生したことを想定して、情報伝達・安否確認・避難訓練・救急救命を実施し、職員及び入居者の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 訓練日時

平成 2 年 9 月 1 日 (火) 午後 3 時 00 分より

3. 訓練想定 (内容)

「午後 3 時 00 分頃、入居者とともに職員もゆっくりひと時をすごしているとき、震度 6 弱の地震が発生。」の情報を受け、情報伝達・安否確認・避難訓練を実施する。

4. 訓練対象範囲

稲村ガ崎きしろ 長期入居者 短期入所利用者及び職員、面会されている家族

5. 当日の訓練計画

所要時間 タイムスケジュール	事項	自衛消防隊の動き
9 月 1 日 14:30	地震予知判定会のニュース速報の連絡	<p>これは訓練です。これは訓練です。</p> <p>入居者及びご面会の皆様にお知らせいたします。 只今、東海地震に関する判定会が召集されたとのニュースが入りました。 この判定会は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震にむすびつくかどうかを地震の専門家により判断するものです。 この結論が出るまでに、あと数時間程度かかる見込みです。今のところ地震が発生するかどうかはわかりませんが、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。</p>
14:40	警戒宣言発令のニュースの連絡	<p>これは訓練です。これは訓練です。</p> <p>入居者及びご面会の皆様にお知らせいたします。 本日 14 時 40 分、東海地震についての警戒宣言が発令されました。 気象庁による緊急地震速報では、只今から数分あるいは数時間以内に東海地方を中心とする地震が発生する恐れがあります。詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。</p>
15:00	震度 6 弱の地震発生時の連絡	<p>これは訓練です。これは訓練です。</p> <p>ただいま地震で東海地方で震度 6 弱の揺れが観測されました。すべての活動を停止し、身の安全を図ってください。みなさん落ち着いてください。揺れがおさまるまで照明器具などの転倒に注意し、壁際などの安全な場所等で待機して、避難命令があるまで待機してください。</p> <p>揺れが一時おさまりました。職員の誘導にしたがって、避難してください。</p>
15:05	安否確認及び被害状況の報告等開始	<p>災害対策本部を正面玄関脇に設置 (倒壊している場合は、稲村ガ崎きしろ正面の公園に設置する)</p> <p>報告の方法 避難誘導し、安否確認と被害状況を隊長へ報告する。それぞれのユニットごとにリーダーが報告、リーダー不在の場合は出動している者が報告を実行する)</p>
15:10	訓練終了	<p>地震防災訓練終了の放送 「だいたいまをもちまして本日の地震防災訓練を終了いたします。」</p>

← 倉富隊長指示により、非常放送 (連絡係 齊藤・網野)

警戒発令後は、火元および電源の遮断  
火元責任者又は火気設備器具の近くにいる者は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。  
防火担当責任者 火元責任者  
地下 1 階 小野田 大友  
1 階 堀之内 岡田  
2 階 中丸 沖山

火元責任者は「すべての火元、電源等遮断しました」と隊長へ連絡する。

終了後、落下物、落下の可能性のあるものや火元の確認などの点検を職員で行なう。防災倉庫・備蓄の確認

(3)地震時の活動

地震時の活動は、前期「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う  
情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う

- ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う
  - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は、建物内にいる者全員に知らせる。
  - ウ その他
- 避難誘導等
- ア 各避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う
    - ・建物内にいる者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒防止に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。
    - ・避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
    - ・避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う
    - ・避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う
    - ・避難誘導には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
  - 避難は、集合場所 正面玄関前に集結し、人員確認後、避難場所 (≒)施設前公園へ避難する。(≒避難場所 稲村ガ崎小学校)
  - 広域避難場所は 七里ガ浜ゴルフ場
    - イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う

9 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は別表 7に定める任務を行う

(1)警戒宣言が発せられた場合における営業方針

原則として、短期入所等の居宅事業は営業を中止し、長期入居の方について災害時の対策等を職員が実行に移す。

(2)入居者 職員等に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法

ア 入居者に対する情報の伝達に先立ち、まず全職員へは、非常放送設備により放送し、伝達する。

イ 入居者に対する情報の伝達時間は、各階の避難誘導担当の配置完了後とし、自衛消防活動 オの放送文により放送し伝達する。

(3)地震による被害の防止措置

- ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。
- イ 被害防止措置の内容
  - ・窓ガラス等の破損、散乱防止措置
  - ・照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転落・落下防止措置
  - ・その他 (避難通路の確保、非常口の開放)